

指定居宅療養管理指導事業者 運営規定

ひだまり調剤薬局 本店 平成20年5月作成
令和2年4月改定
令和6年4月改定

(事業の目的)

第1条

- ひだまり調剤薬局本店(指定居宅サービス事業者)が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導(以下、「居宅療養管理指導等」という。)の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方箋に基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、ひだまり調剤薬局本店の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
- 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条

- 要介護者または要支援者(以下、「利用者」という)の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅療養支援事業者、他の居住サービス事業者その他の保健、医療、福祉を提供する者との密接な連携に努める。
- 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - 保険薬局であること。
 - 在宅患者訪問薬剤管理指導の届け出を行っていること。
 - 麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - 利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - 居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 名称 ひだまり調剤薬局 本店
- 所在地 松山市清水町3丁目155番地6 1階
- 連絡先 TEL:089-995-8845 FAX:089-995-8846

(従業者の職種、員数)

第4条

1. 従業者について

- 居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - 従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - 従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
2. 管理者について
- 常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、ひだまり調剤薬局本店の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

第5条

- 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方箋の指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
- 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等及び必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

(営業日および営業時間)

第6条

- 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始を除く。
- 通常、月曜日から金曜日の午前8:00～午後16:30、土曜日の午前9:00～12:00とする。
- 利用者には、営業時間外の連絡先も提示する。

(通常の事業の実施地域)

第7条

- 通常の実施地域は、松山市の区域とする。

(指定居宅療養管理指導の内容)

第8条

- 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
 - 処方箋による調剤(患者の状態に合わせた調剤上の工夫)
 - 薬剤服用歴の管理
 - 薬剤等の居宅への配送
 - 居宅における薬剤の保管・管理に関する指導

- 使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- 薬剤の重複投与、相互作用等の回避
- 副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
- ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
- 使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
- 麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
- 病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
- 在宅医療機器、用具、材料等の供給
- 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
- 在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応答
- その他の、必要事項(不要薬剤等の廃棄処理、廃薬に関する指導等)

(利用料その他の費用の額)

第9条

- 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
- 利用料については、居宅療養管理指導費等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条

- 居宅療養管理指導費等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(苦情処理)

第11条

- 居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受付窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第12条

- 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に、必要な措置を講ずる。
- 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条

- 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分周知する。
- 虐待の防止のための指針を整備する。
- 従業者に対し、虐待の防止のための研修(外部研修の活用も可能とする。)を定期的に実施する。
- 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
(担当者:DIサポート株式会社 河野覚治郎)

- 事業者は、サービス提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等利用者を親に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第14条

- 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
- 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第15条

- ひだまり調剤薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証がでる業務態勢を整備する。
- 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 従業者であった場合に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約とする。
- サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、ひだまり調剤薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規定は令和6年4月1日より施行する。